



総官秘第34号

令和3年1月19日

山中 理司 様

総務大臣 武田 良太



裁決書謄本の送付について

令和2年2月10日付けをもって貴殿から提起された審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第51条第2項の規定により、裁決書の謄本を送付します。

この裁決の取り消しを求める訴訟は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この裁決があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に提起することができます（なお、裁決があったことを知った日から6か月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には当該訴訟を提起することができなくなります。）。

担当：総務省大臣官房秘書課

電話：03-5253-5111（代表）

裁 決 書

大阪市北区西天満4丁目7番3号

冠山ビル3階

審査請求人 山中 理司

処 分 庁 総務大臣

審査請求人が令和2年2月10日に提起した処分庁による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づく行政文書開示決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

事 案 の 概 要

- 1 処分庁は、審査請求人から令和元年12月23日付で、総務事務次官に対する懲戒処分書及び処分説明書の開示を求める開示請求書を受け付けた。
- 2 処分庁は、令和2年1月27日付け総官秘秘第9号により、被処分者の号俸を不開示とする行政文書の一部を開示する旨の行政文書開示決定（以下「原処分」という。）を行った。
- 3 処分庁は、令和2年2月10日付で、原処分を取り消し、不開示部分とされた被処分者の号俸を開示してほしいとする審査請求書を受け付けた。

審査請求人の主張の要旨

事務次官の号俸が指定職8号俸であることは慣行として公にされており、それ以外の号俸が適用されている事務次官は存在しないと思われる。また、国税庁元長官の処分説明書が同人の号俸を含め、インターネットで公表されており、不開示情報に該当しないといえる。

したがって、原処分を取り消し、不開示部分とされた被処分者の号俸を開示してほしい。

裁決の理由

1 原処分の妥当性

原処分では、審査請求人が開示を求めている「被処分者の号俸」は、被処分者の個人に関する情報であり、法第5条第1号の不開示情報に該当し、同号ただし書イないしハに該当するとは認められないため、不開示とした。

指定職職員の号俸については、「指定職の運用について」（平成26年5月30日内閣総理大臣決定。以下「内閣総理大臣決定」）により、その決定方法が定められており、内閣総理大臣決定第1の1の通知に基づき、決定している。また、内閣総理大臣決定第1の3において、「各庁の長は、（中略）その判断と責任において一時的に別段の運用をすることができる（以下略）」とされており、事務次官の号俸は、8号俸以外に決定される可能性があり得る。

しかしながら、処分庁における実際の運用において、これまで内閣総理大臣決定第1の3に基づく決定を行ったという実績は無い。

また、内閣官房が公表している「一般職国家公務員在職状況統計表内閣官房の統計表（1）常勤職員在職状況統計表」の第5表において、省庁ごとに指定職俸給表が適用される職員の号俸ごとの内訳が掲載されていることから、法第5条第1号イの「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するものといえる。

以上から、処分庁が原処分において不開示とした被処分者の号俸は、法第5条第1号の不開示情報に該当しないと認められる。

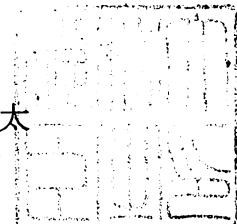
したがって、原処分を取り消し、対象となる行政文書の全部を開示する旨の行政文書開示決定を行うことが妥当である。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年1月19日

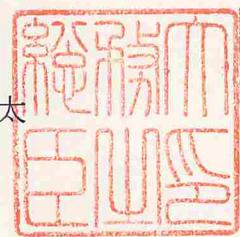
審査庁 総務大臣 武田良太



この裁決書の謄本は、原本と相違ないことを証明する。

令和3年1月19日

総務大臣 武田良太





総官秘第34号-2

令和3年1月19日

行政文書開示決定通知書

山中 理司 様

総務大臣 武田 良太



令和元年12月23日付けで請求のありました行政文書の開示について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

鈴木茂樹総務事務次官に対する懲戒処分書（令和元年12月20日発令）

鈴木茂樹総務事務次官に対する処分説明書（令和元年12月20日発令）

2 不開示とした部分とその理由

なし

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

（1）開示の実施の方法等

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、行政文書の種類、数量等については、下表をご覧ください。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準（行政機関の保有する情報の公開に関する法律施	行政文書全体について開示の実施を受け
-------------	----------	----------------------------	--------------------

		(行令別表参照)	た場合の基本額
A4判文書 2枚	①閲覧	100枚までごとにつき100円	100円
	②複写機により用紙に白黒で複写したものの交付	用紙1枚につき10円	20円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	120円
	④スキャナにより電子化しDVD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	DVD-R1枚につき120円に、文書1枚ごとに10円を加えた額	140円

※ 上表の右欄に記載した金額は、基本額であり、実際にかかる開示実施手数料ではありません。詳しくは、「行政文書の開示の実施方法等申出書」をご覧ください。また、同封の説明事項についても必ずお読みください。

(2) 開示の実施の申出

開示の実施を受けるためには、法第14条第2項等の規定により、本通知を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」を下記担当課等までご提出下さい。(「行政文書の開示の実施方法等申出書」の記載方法等については、同封の説明事項等をご参照下さい。)

(3) 事務所における開示を実施することができる日時、場所(開示の実施の申出ができる期間とは異なりますのでご注意下さい。)

期間：令和3年1月21日から令和3年3月22日まで(土・日曜、祝祭日を除く。)

時間：9:30～12:00、13:00～17:00

場所：東京都千代田区霞が関2-1-2 合同庁舎第2号館2階

総務省情報公開閲覧室

※ 上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当課までご連絡ください。

(4) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送料(見込み額)

日数：「行政文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

送料(見込み額)： 通常郵便物(定形外・規格内) 50gまで120円(用紙の送付)

100gまで140円(CD-R、DVD-Rの送付)

※ 担当課等

総務省大臣官房秘書課

所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5111(内線5072)

懲 戒 処 分 書

(氏名)	(現官職)
鈴木 茂樹	総務事務次官

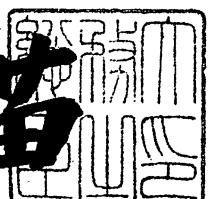
(懲戒処分内容)

国家公務員法第 82 条第1項第1号及び第 3 号並びに
人事院規則 12-0 により、懲戒処分として、3月間停職
する。

令和元年 12 月 20 日

任命権者 総務大臣

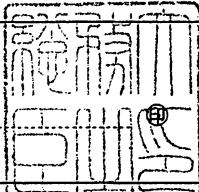
高市早苗



明 說 分 類 書

(教示)

1. この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができます。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
 2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

1 処分者		
官 職 総務大臣		
氏 名 高市 早苗		
		
2 被処分者		
所属部課	氏名 (ふりがな) すずき しげき 鈴木 茂樹	
官 職 総務事務次官	級及び号俸 指定職 8号俸	
3 処分の内容		
処分発令日 令和元年12月20日	処分効力発生日 令和元年12月20日	処分説明書交付日 令和元年12月20日
根拠法令 国家公務員法第82条第1項第1号及び第3号 人事院規則12-0	処分の種類及び程度 停職 3月	
国家公務員倫理法第26 条による承認の日 年 月 日	刑事裁判との関係 起訴日 年 月 日	国家公務員法第85条に よる承認の日 年 月 日
処分の理由 令和元年12月、年内に予定している、日本郵政グループに対する行政処分案の検討状況について、被処分者である日本郵政株式会社に対して、漏洩を行った。 かかる行為は、非公表扱いの情報の漏洩により公務の中立性を損なう非違行為であり、官職の信用を失墜させる行為であり、国民全体の奉仕者たるにふさわしくないものである。 よって、上記のとおり処分する。		